

排出量取引制度 — 温室効果ガス削減の切り札 —



2008年10月から、

国内排出量取引制度の試行がスタートしました。

参加企業の募集が始まり、

2009年の夏ごろには取引が本格化する予定です。

今後、温室効果ガスの削減策として、

最も効果が期待されるこの制度について、

環境対策の経済的な手法について詳しい諸富徹さんに聞きました。

Q1 「排出量取引制度」とは一体どんな制度なのでしょうか?

諸富 溫室効果ガスの排出総量のコントロールに最も効果的で、しかも最小限のコストで達成できるという制度です。雲を掴むような話でなかなか理解しづらいとは思いますが、簡単に説明すると、次のようになります。

まず、政府が国家全体の排出削減目標を決定し、そなして決められた割当総量を、企業ごとに分割して排出枠として配分します。

各企業は、期末ごとに実際の排出量と割り当てられた排出枠を一致させることができます。排出量が排出枠を超える場合は、排出枠まで削減するか、他の企業から超過した排出分に相当する排出枠を買ってこなければなりません。

逆に、削減を積極的に進めて排出枠が余った場合は、それを他の企業に売却して収入を得ることができます。つまり、この制度は、削減を熱心に進める企業が報われる仕組みになっているのです。

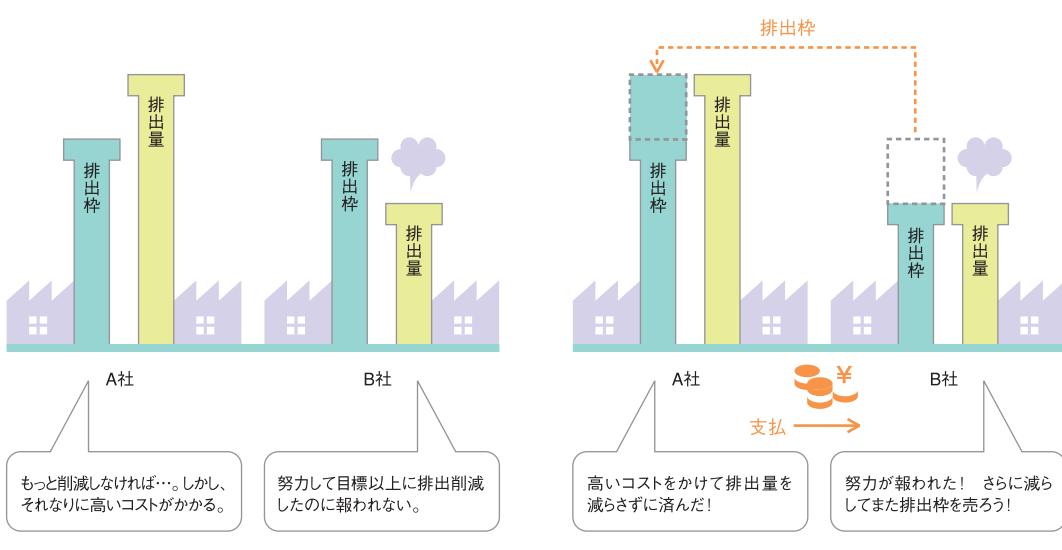
Q2 そうした排出枠が取引される市場が形成されるということですか?

諸富 そうです。排出枠が取引されることで、取引市場において排出枠の均衡価格が形成されます。各企業は、この価格をにらみながら、排出削減をどれだけ進めるべきかを決めています。もし、自社で行う削減コストが排出枠価格よりも低ければ、自ら削減を進めることが有利になります。逆に、削減コストが排出枠価格よりも高い場合には、市場で排出枠を購入して目標を満たす方が安くできます。排出枠価格を参考基準として、各企業は自らの行動を決めていきます。

こうして相対的に安く排出削減を進められる企業で排出削減が進み、排出枠を超える削減が行なわれることで、その余剰分が売りに出されることがあります。逆に、削減コストの高い企業では排出枠を守れないと、そうした超過排出分を他の企業から購入することで穴埋めをしようとします。こうした市場のメカニ

排出量取引制度の仕組み

事業者同士の排出枠の取引が認められることで、各事業者は柔軟に削減義務を遵守することができる。



ズムを利用したプロセスを経て、削減コストの低減が図られることになり、日本全体の排出削減目標が最小のコストで達成されることになります。

Q3 試行がスタートした国内排出量取引制度には、どんな特徴があるのでしょうか？

諸富 今回試行される国内排出量取引制度（試行排出量取引スキーム）は排出量の過不足分を売買する点はEUの「キャップ＆トレード型」と同じですが、削減目標を政府が課さず、参加企業が決めるという点が大きな特徴です。さらに参加するのも企業の自主性に任せることで、達成できなかつた場合の罰則規定もなく、EUの制度とは大きく異なります。また、各企業が削減目標を決める際は、主に現在の「自主行動計画」と整合的なものとすることも日本独自のものです。自主行動計画は、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年度）での産業部門における削減対策の柱で、これまでその取り組みが一定の

標を達成するために先進国同士で排出量を売買する制度です。第二は、京都議定書において削減義務を負う先進国が、義務を負わない途上国において排出削減事業を行い、その削減量に応じて認証された排出削減量を獲得できる制度です。これをクリーン開発メカニズム（CDM）と言います。第三に、先進国同士の協力によって削減事業を行う共同実施（JI）という制度もあります。各国が単独で温室効果ガスを削減するよりも、複数国が共同で高い効率化を図ることができます。これらの制度は、京都メカニズムと呼ばれています。

例えば、日本が1990年比で6%減という目標を自国内だけで達成できない場合には、排出枠に余裕のある国、例えばハンガリーなどから排出枠を購入するようなケースが考えられます。これに対して国内の排出量取引制度は、国内の排出削減目標を自国内で達成するための政策手段だと言っています。国際的な排出量取引は、国内の政策手段によつても削減できない排出超過分を相殺する手段です。したが

成果をあげていることもあります。その実績に基づいてさらに削減を進めていくことになります。ただし、今回の試行では、原則として業界団体での参加は認められず、事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）ごとに目標を定めることになりました。

また、削減目標は排出総量だけでもなく、排出原単位で設定することも認めている点にも特徴があります。

それは、自主行動計画で、原単位を目標に掲げている業界もあるからです。原単位とは、一定の経済活動量あたりのガスの排出量のことで、原単位を目標にするというのは省エネなどエネルギー効率を上げていくことを意味します。しかし、エネルギー効率を上げること自体は奨励されるべきことです。生産量が増えればいくら効率化を図つても総量では増加してしまうということもあり得ます。

Q4 今回の試行制度には、いろいろと不備があるということですか？

諸富 それは否めないと思います。この試行制度では実際の削減につながるところでは、まだ手始めの段階ですが、現状では、この試行制度には、その他の仕組みもあるのですか？

つて、国際的な手段はあくまで国内的な手段に対する補完的な手段だと捉えておくべきです。

Q5 国内だけでなく、海外との取引というのもあるのですか？

諸富 国内取引には、あと2つの制度があります。今回の試行制度に先立ち環境省が2005年から実施している自主参加型国内排出量取引制度と、国内で大企業などが中小企業などの削減を支援する新設の国内クリーン開発メカニズム（CDM）レジット制度です。自主参加型国内排出量取引制度については、試行排

出量取引市場」があります。その中には地域限定市場や小規模市場が多いのですが、現在、国際的に機能しているのは、2005年にスタートした「EU域内排出量取引制度（EU-EETS）」だけです。こうした状況の中、2009年にはニュージーランドが、2010年には豪州とカナダが開始する予定です。制度導入を決めていないアメリカも、オバマ大統領になつて積極的に排出量取引市場にコミットしていくはずです。今後、排出量取引市場を導入する国は世界規模でさらに増加すると思われます。そうして将来的には各国、各企業がCO₂の排出量を削減した場合に、その排出量は少なくなるが、発電量そのものが増えれば総量では増加してしまう。

Q6 今回の試行的に実施される排出量取引制度には、その他の仕組みもあるのですか？

諸富 世界には、さまざまなかつて、国際的な手段はあくまで国内的な手段に対する補完的な手段だと捉えておくべきです。

がらない可能性もあります。とは言ふものの、制度がスタートした意義は大きいと思います。一度始まれば後戻りはできないでしょうし、取引制度に触れたこともない多くの企業に、国内の排出量取引に慣れ親しんでもらうことには意味があります。

また、政府側でもさまざまな制度インフラの確立とノウハウの蓄積ができるかもしれません。

最初からハーダルを高くした場合、参加企業が少なく、制度は作つたものの、全然機能しないということも十分考えられました。試行制度を始めたてみて、いろいろと意見が出てくると思いますので、その経験を本格的な実施に向けて活かしていくべきだと思います。

Q7 国内だけでなく、海外との取引というのもあるのですか？

諸富 世界には、さまざまなかつて、国際的な手段はあくまで国内的な手段に対する補完的な手段だと捉えておくべきです。

キーワード解説

■ **キャップ＆トレード型**
京都議定書目標達成計画に基づき、経団連（日本経済団体連合会）傘下の個別業種、または経団連に加盟していない個別業種が策定した、個別業種単位での温室効果ガスの削減計画。

■ **自主行動計画**
1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約」の締約国会議（COP3）で、温室効果ガス削減のための先進国共通のルールが策定された。その下で、数値目標などの義務付けや、先進国全体で削減基準（1990年～2010年）における排出量から5・2%削減が約束された議定書。開催地の名称をとつて京都議定書と呼ばれている。

■ **第一約束期間**
京都議定書には、1990年の排出量と比較して5・2%の削減を第一約束期間（2008～2012年度）までに達成しなければならないが定められている。2013年以降の国際枠組みは、2010年にデンマークで開催された京都議定書締約国会議（COP15）で話し合われる予定。

■ **排出原単位**
一定の経済活動を行つに当たり排出される方量のこと。例えば、電気事業では、1時間の持続可能な開発に貢献することもできる

■ **京都メカニズム**
温室効果ガス削減の数値目標の達成を容易にするため、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量も、自国の削減量に換算することができるとした柔軟な措置。

■ **クリーン開発メカニズム（CDM）**
環境省が国内の排出量取引制度に関する見や経験を蓄積することを目的として行った排出量の取引制度。これまで、延べ222の事業者が自動的に参加し、2008年8月末に終了した。今後は、「統合市場」の中に組み入れられる。

■ **国内クリーン開発メカニズム**
温室効果ガス削減の数値目標の達成を容易にするため、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量も、自国の削減量に換算することができるとした柔軟な措置。

■ **EU域内排出量取引制度（EU-EETS）**
2007年の取引量は22億CO₂トンを超えた。大企業の資金・技術により中小企業がCO₂の排出量を削減した場合、それを行つた大企業がその削減量を自らの削減分として認められる仕組み。

■ **制度導入を決めていないアメリカ**
米国とカナダの一部の州では、2009年以降に排出量取引制度を開始する予定。東京都も2010年に開始する予定。

■ **京都議定書**
1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約」の締約国会議（COP3）で、温室効果ガス削減のための先進国共通のルールが策定された。その下で、数値目標などの義務付けや、先進国全体で削減基準（1990年～2010年）における排出量から5・2%削減が約束された議定書。開催地の名称をとつて京都議定書と呼ばれている。

■ **第一約束期間**
京都議定書には、1990年の排出量と比較して5・2%の削減を第一約束期間（2008～2012年度）までに達成しなければならないが定められている。2013年以降の国際枠組みは、2010年にデンマークで開催された京都議定書締約国会議（COP15）で話し合われる予定。

■ **排出原単位**
一定の経済活動を行つに当たり排出される方量のこと。例えば、電気事業では、1時間の持続可能な開発に貢献することもできる

■ **京都メカニズム**
温室効果ガス削減の数値目標の達成を容易にするため、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量も、自国の削減量に換算することができるとした柔軟な措置。

■ **クリーン開発メカニズム（CDM）**
環境省が国内の排出量取引制度に関する見や経験を蓄積することを目的として行った排出量の取引制度。これまで、延べ222の事業者が自動的に参加し、2008年8月末に終了した。今後は、「統合市場」の中に組み入れられる。

■ **国内クリーン開発メカニズム**
温室効果ガス削減の数値目標の達成を容易にするため、海外で実施した温室効果ガスの排出削減量も、自国の削減量に換算することができるとした柔軟な措置。

■ **EU域内排出量取引制度（EU-EETS）**
2007年の取引量は22億CO₂トンを超えた。大企業の資金・技術により中小企業がCO₂の排出量を削減した場合、それを行つた大企業がその削減量を自らの削減分として認められる仕組み。

■ **制度導入を決めていないアメリカ**
米国とカナダの一部の州では、2009年以降に排出量取引制度を開始する予定。東京都も2010年に開始する予定。